

27教高第5887号
平成28年3月29日

各県立高等学校長 殿
県立輝翔館中等教育学校長 殿

教育庁教育振興部高校教育課長

難病等による入院生徒への指導について（通知）

このことについては、日ごろから、生徒の状況に応じ、保護者及び病院をはじめとした関係機関等との連携のもと、生徒の心に寄り添った指導を行っていただいているところです。

また、「病気療養児に対する教育の充実について」（平成25年3月13日付24教高第6585号高校教育課長通知）においても、生徒を取り巻く環境の変化に対応した指導の改善等、各学校における取組の充実をお願いしたところです。

今後とも、特に、下記の点に留意していただき、生徒への指導の充実に尚一層努めていただきますようお願いいたします。

記

- 1 難病等の生徒に対し、個別に学習指導を行うことは、希望進路実現の一助となるとともに、在籍している学校との心理的繋がりを維持し、健康回復への意欲を高める効果もあると考えられる。
そのため、生徒が学習意欲を持ち、指導を受けることが可能であると校長が判断した場合には、例えば、教科担当者が病院を訪問して指導したり、レポートを課したりするなどの個別の学習支援を行うこと。
- 2 その際、特に、入院・療養期間が概ね3月以上に及ぶ生徒については、個別に学習支援計画を作成し、組織的に取り組むこと。
なお、その実施に当たっては、必要に応じて負担軽減措置を講ずるものとする。
- 3 単位認定に当たっては、個別指導やレポート等など学校が確認できる学習の成果を積極的に評価できるよう、教務規定の弾力化に努めること。
- 4 生徒が編入学・転入学等により学びを継続する場合には、その手続が円滑に行われるよう、事前に修得単位の取扱い、指導内容・指導方法等について関係機関の間で共有を図り、適切に対応すること。